

# 仕 様 書

## 1. 件名

令和8年度 新国立劇場舞台美術センター構内で使用する電気の供給

## 2. 受電点概要

### (1) 需要場所

千葉県銚子市豊里台1丁目1044号

公益財団法人 新国立劇場運営財団（以下「当財団」とする） 新国立劇場舞台美術センター構内

### (2) 業種及び用途

倉庫

## 3. 仕様

### (1) 供給電気方法等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 受電方式	1回線受電
カ 自家発電設備	非常用発電機
キ 蓄熱槽	なし
ク 自家発補給電力	なし
ケ 予備送電	なし

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

#### ア 契約電力 **104kW**

ただし、各月の契約電力は、その一月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

#### イ 予定使用電力量 ≈389,000 キロワット時／年

ウ 令和6年7月～令和7年6月最大需要電力 別紙1のとおり

エ 令和6年7月～令和7年6月使用電力量 別紙1のとおり

### (3) 契約期間

令和8年4月1日00:00時から令和9年3月31日24:00時まで

### (4) 供給電気の種類等

調整後の供給者のCO<sub>2</sub>排出係数は0.421(kg-CO<sub>2</sub>/kwh)以下とする。

### (5) 需給地点

当財団の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と当財団の開閉

#### 器電源側接続点

##### (6) 電気工作物の財産分界点、保安上の責任分界点等

上記3.(5)需給地点に同じ。ただし、計量地点に電力供給者（一般送配電事業者）が設置した計量装置等は電力供給者（一般送配電事業者）とする。

##### (7) 電力量等の検針

ア 自動検針装置 有

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

ウ 検針日 毎月1日（1日以外は不可）

エ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

##### (8) その他

###### 1) 自家発電設備

有 非常用 250 キロボルトアンペア ディーゼル発電機

電圧 3Φ3W 200/100 ボルト

###### 2) 特記すべき負荷

電気の質に影響を与えるような負荷設備及び大規模な改修計画は特に無し

### 4. 電気料金の算定方法

本電力調達においては、「単価変動（市場連動）型契約（東京電力等の「市場価格連動プラン」含む）」とし、次の算定方法に従って電気料金を算定すること。

なお、単価の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとし、端数がある場合は、小数点以下第二位までとする。

（消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出する）

また、当該料金を算定した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### ・ 単価変動（市場連動）型契約

「単価変動型契約」における電気料金は、次のア～オを踏まえて算出した合計金額とする。なお、旧一般電気事業の「市場価格連動プラン」については、旧一般電気事業の2026年以降に適用する供給約款等を参照すること。

#### イ 基本料金

基本料金単価を定め、月ごとに契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要について定める標準供給条件に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

#### イ 電気料金

従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライス（当該エリアの実績単価）にスポット取引手数料単価、託送料金単価、小売手数料単価、環境価値単価等を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

又は、JEPX エリアプライス(当該エリアの実績単価等)を元に算出した平均値等を用いた単価等で算定するものとする。

ウ 容量拠出金

容量拠出金単価を定め、月ごとの契約容量又は使用電力量の実績に応じて算定するものとする。なお、ア又はイの単価に含むことを可とする。

エ 再エネ賦課金

再エネ賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

オ その他の付附加料金

スポット取引手数料、託送料金、小売手数料、環境価値単価等のその他の付附加金がある場合は、その単価を定め、月ごとの契約容量又は使用電力量の実績に応じて算定するものとする。なお、ア又はイの単価に含むことを可とする。

## 5. その他の要求要件の概要

- (1) 当財団が要求する期間中、当財団の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。ただし、当該設備等に改修及び改造等が必要であるときは当財団と協議のこと。
- (2) 障害が発生した場合に、迅速に対応できる体制を有すること。
- (3) 要求要件は当財団が必要とする最低限の要求要件を示しており、履行されないと判断された場合には、対象から除外する。
- (4) 供給者が当財団の要求要件を履行できるか否かの判定を行うため、公共機関等の証明書類の提出を求める場合がある。
- (5) 各月の電気料金算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件(電気需給約款)によるものとし、料金改定等あった場合は改定後の値を基本として協議する。
- (6) 料金計算の端数処理方法は、関東管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件(電気需給約款)による。
- (7) 需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分デマンド値が確認できるWEBページの提供及びWEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。  
(なお、ダウンロード可とし印刷可能な物とする)
- (8) 電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。
  - ア 受注者は、請求書及び利用明細を作成するものとする。
  - イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子メール等の方法によりその旨を通知するとともに、請求書及び明細書を電子メールに添付する方法または、受注者の専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付することができるものとする。ただし、請求書は印有の物とする。(印

有が難しい場合は、紙による郵送の併用も可)

ウ 国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

電気使用量・契約電力等実績一覧(2024.7.1~2025.6.30)

別紙1

受電周波数:50Hz

受電電圧:6KV

契約電力:104KW

受給場所:千葉県銚子市豊里台1丁目1044号

## 電力需給契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、「令和8年度 新国立劇場舞台美術センター構内で使用する  
電気の供給」について、次の条項により契約を締結する。

### 第1条（契約の目的）

乙は、別紙「仕様書」に基づき甲の新国立劇場舞台美術センター構内で使用する  
電力を需要に応じて供給し、甲はその対価を支払うものとする。

#### (1) 需要場所

別紙「仕様書」のとおり

#### (2) その他条件

別紙「仕様書」のとおり

### 第2条（契約金額）

本契約に基づく契約金額は別紙単価表（落札時の積算単価表と同一内容であれば、名称、書式は問わない）の通りとする。甲は乙に対して実際の使用電力量に応じて毎月毎に支払うものとする。なお使用電力量とは、甲が乙より受給して使用した電力量であって、需要場所に一般送配電事業者が設置する計量器を介して乙が確認した電力量とする。但し、計量器の故障等により電力量を正しく計量できない場合には、使用電力量は、一般送配電事業者と乙との協議によって定めるものとする。

### 第3条（契約期間）

契約期間は、令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとする。  
ただし、甲及び乙が合意した場合には、さらに1年間の契約を締結できるものとする。

### 第4条（CO<sub>2</sub>排出係数）

乙は仕様書3(4)にあるCO<sub>2</sub>排出係数の条件を満たして甲に電気を供給しなければならない。また、乙は契約終了後、CO<sub>2</sub>排出係数を証する書類を甲に提出しなければならない。

### 第5条（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させではない。ただし、甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

### 第6条（使用電力量の増減）

甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

### 第7条（接続供給契約により生ずる債務の負担）

乙が関東管内の旧一般電気事業者と締結する接続供給契約によって電気の供給を

行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因して生ずる金銭債務を除く）は、乙が負担するものとする。

#### 第9条（計量及び検査）

計量日は一般送配電事業者が定める日とし、乙は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方法により甲へ通知し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

#### 第10条（料金の算定期間）

料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

#### 第11条（料金の請求及び支払い）

乙は第9条に定めた検査終了後、契約電力に第2条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）と、当該月における使用電力量に対する従量料金等の和を、1ヶ月毎に甲に請求するものとする。

なお、当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。

- 2 各月の電気料金算定において、基本料金の力率割引又は割増、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。
- 3 乙は第1項に係る請求書を作成し、甲の総務部施設課施設係に送付するものとする。
- 4 甲は乙から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

#### 第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約を履行するに当たって知り得た相手方の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様にこの責を負うものとする。

#### 第13条（契約の解除）

甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1)乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
- (2)相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (3)強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
- (4)その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

#### 第14条（違約金）

乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、甲に対し、当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に係る予定使用電力量をもとにして直近月の従量料金単価（加重平均単価）を乗じて得た額に第11条に定

める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する違約金を、甲の指定する期間内に支払うものとする。

#### 第 15 条（損害賠償）

甲又は乙が、本契約に関しその責に帰すべき事由により本契約の相手方又は第三者に損害を与えた場合は、かかる当事者に対しその損害を賠償する責任を負う。但し、電力需給約款に別途定める場合並びに以下の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 関係法令その他規則等の適切な解釈に基づく行為又は政府、所轄官庁、裁判所等の命令その他法令等による開示の要請に応じた結果、かかる当事者に損害を与えた場合は、甲又は乙は、かかる当事者に対して本条に基づく損害賠償責任を一切負わない。
- (2) 本契約終了後に行う一般送配電事業者及び小売電気事業者との契約に係る諸手続きについては甲が行うものとし、当該契約について甲に損害が生じた場合、乙はその損害賠償責任を一切負わない。
- (3) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「J E P X」という。）が運営するスポット市場の市場価格が高騰するなどして甲に損失が生じた場合でも、乙はその賠償責任を一切負わない。
- (4) 甲は、前三号に定める損害が生じた場合でも、乙に対し、損害賠償請求を行わない。

#### 第 16 条（合意管轄）

甲と乙とは、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

#### 第 17 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 本件の執行及び契約代金の全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
  - ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

#### 第 18 条（協議事項）

この契約書に定めない事項については、民法その他関係法令および乙の定める電気需給約款によるほか、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通ずつ保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 東京都渋谷区本町一丁目1番1号  
公益財団法人 新国立劇場運営財団  
理 事 長 錢 谷 真 美

乙